

積立型投資信託規定 新旧対照表

現 行	変 更 後
<p style="text-align: center;">積立型投資信託規定</p> <p>〵 (省略)</p> <p>12. 規定の変更</p> <p><u>(1) 本規定の各条項は、法令等の変更、監督官庁の指示、その他その必要が生じた場合、当組合の取扱店での改定内容を記載したポスターの掲示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) (1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>附 則</p> <p>1 この規定は、平成 28 年 10 月 3 日から実施する。</p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p style="text-align: center;">積立型投資信託規定</p> <p>〵 (同左)</p> <p>12. 規定の変更</p> <p><u>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力の発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>附 則</p> <p>1 この規定は、平成 28 年 10 月 3 日から実施する。</p> <p><u>2 この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>